

【お知らせ】
証券総合サービス約款集の一部改定について

証券総合サービス約款集について、以下の内容を2019年7月16日に改定いたします。

記

第7章 外国証券取引口座約款

2019年7月16日
(下線部分変更)

改 定 後	改 定 前
<p>第3節 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集もしくは売出しの取り扱い又は私募の取り扱い</p> <p>第14条(受渡日等)</p> <p>取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客さまとの間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>3</u>営業日目とします。</p>	<p>第3節 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集もしくは売出しの取り扱い又は私募の取り扱い</p> <p>第14条(受渡日等)</p> <p>取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客さまとの間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>4</u>営業日目とします。</p>

以 上

【ご留意いただきたい事項】

現在、お取引日(約定日)から起算して4営業日目となっている上場株式等(外国債券を含みません)の受渡日(決済日)は、2019年7月16日(火)約定分より1営業日早まり、お取引日(約定日)から起算して3営業日目に変更されます。これに伴い、お買付やご売却の際の入出金も1営業日早まります。

なお、国内債券(CBを除く)等の受渡日は、変更されません。